

三芳町産業祭開催要領【令和6年度】

1 目的

三芳町の産業を広く一般に PR するため、工業製品等の展示、商品の展示即売、農産物品評会を行い、町の産業の振興と発展を図るとともに、農、商、工一体となり、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 名称

第41回三芳町産業祭

3 主催

三芳町産業祭実行委員会

4 協賛

三芳町、いるま野農業協同組合、三芳町各農業団体、三芳町商工会、三芳町各商工業団体及び三芳町各種団体

5 開催日時

令和6年11月10日（日）午前9時30分～午後3時00分
（雨天決行）

6 開催場所

三芳町役場庁舎周辺・コピスみよし・三芳町総合運動公園

7 事業内容

(1) 三芳町の農・商・工 PR および展示即売

- | | |
|--------|-----------|
| ア 農業部門 | 農産物品評会・即売 |
| イ 商業部門 | 展示・即売 |
| ウ 工業部門 | 展示・一部即売 |

(2) 特別催し物

- | |
|------------------------------|
| ア ステージイベント（芸術文化祭とのコラボイベント 他） |
| イ 鼓笛隊（みふじ幼稚園） |
- ※出演者・出店者の都合により変更する場合あり。

8 参加資格・申込み

(1) 新規出店については、町内に事業所若しくは住所を有する者、又

は町内において一定の営業実績がある者（証する書類を提出すること）とする。

- (2) 出店希望者は所定の用紙に必要事項を記入の上、9月末までに事務局へ提出すること。

9 参加料

- | | | |
|-----------|------|------------------------|
| (1) 即売店 | 1 小間 | 9,000 円【R5： 9,000 円】 |
| (2) 飲食店 | 1 小間 | 10,000 円【R5： 10,000 円】 |
| (3) 製品の展示 | 1 小間 | 7,000 円【R5： 7,000 円】 |

なお、三芳町商工会員でない者の参加料については、会員との均衡を考慮して 12,000 円とする。以上のほか、販売を伴わない出店者及び農業部門の出店団体等については、実行委員会長が決定する。

※看板の持ち込みは自由だが、通行の妨げにならない様に設置すること。また、設置する際はテントに固定するなど、安全面に配慮すること。

10 展示場及び装飾

展示場及び即売小間は、間口 3.6m (2 間)、奥行 2.7m (1.5 間)、机 1 脚 (6 尺)、椅子 2 脚を用意し、装飾は出店者の任意とする。

なお、農業部門の品評会等の展示は農業部会で決定する。

11 電気設備

電気設備については、出店者の申込みにより架設するが、架設費用は出店者の負担とする。

12 給水設備

三芳町総合運動公園の水道を利用する。

13 出品物の管理

出品物に対して、主催者は善良なる管理をもってあたるが、不可抗力による損害については、その責任を負わない。

14 搬入・搬出

搬入 11月9日(土) 午前9時より午後4時まで

11月10日(日) 午前9時までに飾り付けを完了させ、

搬出入用車両を駐車場へ移動すること
(午前9時以降、会場内は搬出入用車両通行禁止)

搬出 11月10日(日)午後3時30分より会場内への搬出入用車両乗り入れ可能とする。

(ただし、当日のスケジュール進行等により前後する可能性がある。)

※出品物の搬入搬出は、出店者が行うものとし、農産物品評会 の出展物の規格等については、農業部会で決定する。

※搬入物の保管・管理については出店者の自己責任によるものとし、盗難・破損等の損害について実行委員会には責任を負わない。

※搬出入用車両はインターロッキング内立入禁止

※会場内の車両通行は最徐行とする。また搬出入の際は一方通行とし、停車の際はお互い譲り合って行うこと。

※産業祭終了後の出品物の搬出は、速やかに行いその日のうちに終わらせること。

15 出店者駐車場

出店者駐車場は、三芳町産業祭実行委員会が指定する駐車場とする。ただし、駐車に係る費用は出店者の負担とする。

16 宣伝・広報

宣伝・広報は、広報みよし、チラシ、ポスター、町ホームページ、観光産業課フェイスブック、町ツイッター等の方法により行う。

17 会場清掃

会場清掃は、終了後自店付近の清掃を行い、ゴミは所定の分別方法により仕分けしてコンテナまで持参すること。

18 運営及び経費

(1) 産業祭の運営は、三芳町産業祭実行委員会が行う。

(2) 産業祭の経費は、補助金その他の収入によりこれに充てる。

(3) 産業祭の収支予算は、三芳町産業祭実行委員会において定める。

19 即売品について

即売品については、全商品特別奉仕価格により即売するものとする。なお、販売に至らなかった即売品はフードバンクに寄付するものとする。

20 事務局

事務局は、三芳町役場観光産業課内に置く。